

# 中国元朝治下の華北における秋耕試論

宇野伸浩

(受付 2013年10月31日)

## はじめに

中国史・中央ユーラシア史の分野において、華北の農耕と遊牧の境界地帯が歴史上どのような役割を果たしていたかは重要なテーマである。とくに五胡十六国・隋・唐・五代の研究分野においてこの地帯の重要性を指摘した研究が活発であり、妹尾達彦氏は「農業＝遊牧境界地帯」、石見清裕氏は「(中国北方) ベルト地帯」、森安孝夫氏は「農牧接壤地帯」と名づけ、この地帯のもつ歴史的意義、とくに「中国史のダイナミズムを生み出してきた中核部」としての重要性が指摘されている<sup>1)</sup>。モンゴル帝国史・元朝史の研究分野においては、杉山正明氏が、夏都と冬都を含む元朝の帝都および首都圏研究として詳細な研究を行い、また、いわゆる投下領の実態に関しても詳細な研究を行い、元朝治下の華北における農耕と遊牧の境界地帯の実態を浮かび上がらせた<sup>2)</sup>。

このような研究の視点を取り入れながら、本稿では、農耕と牧畜の接点の一つとして「秋耕」に注目し、農耕と牧畜の境界地帯において何が起きていたかについて、試論を提示してみたい。現在、環境史のひとつとして、14世紀前半に地球規模で起きた異常気象と元朝治下で起きた災害や飢饉の関係が議論されている<sup>3)</sup>。この秋耕に関する試論がその一助なれば幸いである。

## 1. クビライ時代の秋耕

『元史』に「秋耕」の語が最初に登場するのは、世祖本紀13、至元28(1291)年秋7月の条である。

(史料1) (至元二十八年秋七月) 壬戌、弛畿内秋耕禁。(『元史』卷16)

これによれば、元朝は、1291年に畿内すなわち中書省の直轄地である腹裏における秋耕の禁

---

1) 妹尾 2006, pp. 76–97, 妹尾 2009, pp. 524–528. 森安 2007, pp. 59–62, 84–86, 306–310. 石見 1999.

2) 杉山 1984, 杉山 1993, 杉山 1999, 杉山 2000.

3) 杉山 1992, pp. 298–306, 松田 2010.

を弛めたという。

『元史』のこれ以前の記事に「秋耕」の語は見つからないが、「秋耕」に当たる秋の農作業についての言及は、それ以前の『元史』の記事にも見られる。

近年、宮紀子氏により元朝の観農政策と大司農司の変遷が詳細に明らかにされた。それによれば、至元7（1270）年2月に司農司を特設する詔が出され、参知政事の張文謙が司農卿に任じられ、張文謙等が整理した「農桑之制」十四条が発令された。この「農桑之制」十四条は、至元23（1286）年、至元28（1291）年にも頒布された<sup>4)</sup>。この十四条の一つに秋耕に関する言及があり、『元史』巻93農桑には、

（史料2）毎年十月、令州縣正官一員、巡視境内、有蟲蝗遺子之地、多方設法除之。其用心周悉若此、亦仁矣哉。

とあり、これに対応するのが、『通制條格』巻16の次の記事である<sup>5)</sup>。

（史料3）一。若有虫蝗遺子去處。委各州縣正官壹員。於拾月内。專一巡視本管地面。若在熟地。併力翻耕。如在荒陂大野。先行耕圍。籍記地段。禁約諸人不得燒燃荒草。以備來春。虫蝻生發時分。不分明夜。本處正官監視。就草燒除。若是荒地窄狹。無草可燒去處。亦仰從長規劃。春首捕除。（一、若し虫蝗の遺子のある去處は、各州県の正官一員に委ね、十月内に、專一に本管の地面を巡視させる。若し熟地であれば、力を併せて翻耕する。如し荒陂の大野であれば、先ず耕圍を行なって地段を籍記し、禁約して諸人は荒草を燒燃することができないようにして、以て來春に備える。虫蝻が生發する時分に、明夜を分かつたず、本處の正官が監視して草に就いて燒除する。若是し荒地が窄狹で、草の燒くべきものがない去處は、亦た仰せて從<sup>よろしきよう</sup>長<sup>はじめ</sup>に規劃し、春の首に捕除する。）

これによれば、蝗害を防ぐための方法として、地中に卵があるところでは、10月に農地は翻耕させ、荒地は春を待って、幼虫が発生したときに草を燒却するか、燒くことができない場所は幼虫を補除させるという。蝗害の原因となる昆虫の卵を除去するため10月に行われていたこの翻耕が「秋耕」であり、秋の収穫後に畑の表土を反転して耕すため、秋耕には地中の水分を春まで保持する効果もある。元朝のこの時期の方針は、農地での秋耕を認める立場だったらしく、『元史』巻8、至元10（1273）年11月の条にも、

（史料4）（至元十年十一月）丁未、大司農司言「中書移文、以畿内秋禾始收、請禁農民覆耕、恐妨芻牧。」帝以農事有益、詔勿禁。

とある。史料4の「覆耕」は秋耕を指している。この記事によれば、中書省の移文では、腹裏において秋の収穫後に農民が畑を耕すことは牧畜の妨げになるので禁止したが、それに大司農司がクレームをつけ、クビライが秋耕が農耕に有益であることを認め、秋耕の禁をやめ

4) 宮 2006, pp. 61–62, 75–76.

5) 岡本 1975, pp. 147–165, 訳注連番324.

させる詔を出したことがわかる。

その後、至元28（1291）年に「畿内の秋耕の禁を弛め」たとなると、1273年のクビライの詔にもかかわらず、その後、腹裏の秋耕が禁じられた時期があったのかもしれない。少なくとも、この時期に、秋耕をめぐって、農耕を優先する大司農司と牧畜を優先する中書省の対立があったことが分かる。

## 2. カイシャン、アユルバルワダ時代の秋耕

では、1291年に「秋耕の禁を弛め」たとは、具体的には何を意味するのであろうか。その手掛かりは、のちのカイシャンとアユルバルワダ時代に発令された聖旨の中にある。まず、カイシャン治世の至大3（1310）年のこととして、『元史』巻93農桑に、

（史料5）（至大）三年、申命大司農總挈天下農政，修明勸課之令，除牧養之地，其餘聽民秋耕。

とあり、これに対応するのが、『元典章』巻23戸部9「農桑」の次の記事である。

（史料6）至大三年二月、尚書省奏奉聖旨、「大司農司總挈天下農政，設學校，以養人材，積義糧以備凶歲，滋養栽植，興舉水利，賞勤罰惰，期於敦本抑末。管民官依時勸課，廉訪司提綱，年終通行比較，考其殿最，類申大司農司，定奪黜陟。務要実効，無事虚文。所有條畫，開列於後。（中略）

秋耕其利甚大，除牧養係官馬駝去處，照依元行條畫，秋耕一半，其餘去處，隨其風土所宜，聽民儘力秋耕。（秋耕は其の利甚だしく大なり。係官の馬駝を牧養する去處は，元行の條畫に照依して，一半を秋耕するを除き，其の余の去處は，其の風土の宜しき所に隨い，民の力を尽くして秋耕するを聽す。）

宮氏によると、カイシャンは、頻繁に発生する自然災害に対処するために勸農政策に力を入れ、至大2（1309）年にアユルバルワダ派への対抗措置として尚書省をふたたび設立し、尚書省を主導として、至大3（1310）年の2月と9月に、大司農司の職務の確認と勸農へのいっそうの努力をうたった聖旨、条画を発令した<sup>6)</sup>。その直後にカイシャンは暗殺され、アユルバルワダが即位することになる。アユルバルワダ時代の皇慶2（1313）年のこととして、『元史』巻93農桑に、

（史料7）仁宗皇慶二年，復申秋耕之令，惟大都等五路許耕其半。蓋秋耕之利，掩陽氣於地中，蝗蝻遺種皆為日所曝死，次年所種，必盛於常禾也。

とあり、これに対応する史料として、『通制條格』巻16の次の記事がある<sup>7)</sup>。

6) 宮 2007, pp. 60-62.

7) 岡本 1975, pp. 171-172, 訳注連番329.

(史料8) 皇慶二年七月二十一日。大司農司奏。奉聖旨節該。大都路為頭五路裏。種田の地壹半秋耕。其餘路分。聽民儘力秋耕。依着這般行呵。也宜趁天氣未寒時月。將陽氣掩在。地中蝗蝻遺下種子也曝曬死。次年種来的苗稼。榮旺耐旱。依着這般行呵。秋成豐稔。農事有成效的一般。奏呵。奉聖旨。那般者。依着薛禪皇帝行来的行者。您與省家文書。教遍行者。(皇慶二年七月二十一日, 大司農司が奏するには, 「奉じた聖旨の節該に, 『大都路を頭とする五路では, 種田する地の一半は秋耕する。其の余の路分では, 民が力を儘して秋耕することを聽す。』とある。這般に依って行なえば, 也た天氣がまだ寒くない時月の<sup>うち</sup>に, 陽氣を掩在し, 地中の蝗蝻の<sup>のこま</sup>遺下れた種子も也た曝曬して死し, 次年に種える苗稼は, 榮旺して早に耐えるに宜しい。這般に依って行なえば, 秋成は豐稔となり, 農事は<sup>よ</sup>有成效がある一般である。」と奏したところ, 奉じた聖旨に, 「那般にせよ。薛禪皇帝が行った的に依って行え。您是省家に文書を与えて, 遍く行させよ。」とある。) 史料6に「元行の條画に照依して」とあり, 史料8に「薛禪皇帝(クビライ)が行った的に依って行え。」とあるので, この秋耕に関する方針は, クビライ時代にすでに行われた方針を踏襲していたと考えられる。可能性としては, 1291年に秋耕の禁を弛めたときの方針であったかもしれない。

さて, その秋耕の内容であるが, ともにクビライ時代の方針を踏襲しているとすれば, 史料6の「係官の馬駝を牧養する去処は, 元行の條画に照依して, 一半を秋耕する」と, 史料8の「大都路を頭とする五路では, 種田する地の一半は秋耕する」は同じことを述べていると考えられる。両者を合わせれば, 官馬などを放牧する場所がある大都路をはじめとする五路の農地では半分を秋耕するということになるが, 五路とはどこを指すのであろうか。『通制條格』の訳注では, 「大都路およびその周辺にある上都路・興和路・永平路・保定路を指す」としている<sup>8)</sup>。もう一つの可能性として, 主として華北平原における農地での対策であったとも考えられ, 大都路, 永平路, 保定路, 真定路, 河間路の五路を指す可能性も考えられる。いずれにしろ, 大都路を含む五路では, 農地の半分のみ秋耕を許し, 五路より南の華北平原の農地では全面的に秋耕を推進する方針であったことが分かる。

元朝時代に, 華北平原の農地に遊牧集団が家畜を率いて入り込み, 家畜が農作物を食べたり倒したりし, 農民を苦しめていたことは多くの史料に見られることであるが, 大都路を含む五路では農耕と牧畜の両方に配慮して農地の半分の秋耕を許し, その五路より南の華北平原では, 農耕を優先して, 蝗害対策としての秋耕に力を注がせたと考えられる。

8) 岡本 1975, p.172.

### 3. 秋耕と牧畜の関係

では、なぜ、史料4にあるように、秋耕は牧畜の妨げになるのでしょうか、また、農耕と牧畜を両立させようとする、大都路を含む五路のように、なぜ半分のみ秋耕となるのでしょうか。これについては、推測を含む解釈となるが、次のように考えたい。元朝時代に、多くの遊牧集団がモンゴル高原と華北平原の南北移動および上下移動を行い、夏はモンゴル高原で遊牧し、秋に華北平原に下って、華北平原で越冬していた。秋は、遊牧集団にとって、家畜を冬の寒さに備えて太らせなければならない時期であり、青草がある間は、モンゴル語でオトルと呼ばれる小規模な移動を繰り返し、できるだけ栄養のある草を家畜に与えようとする。家畜に栄養価の高い餌を与えようとするならば、穀物収穫後の農地は、落ち穂が落ちている絶好の放牧地であり、穀物収穫後の農地における家畜の放牧は、栄養価の高い餌を家畜に与えることができる。そのため、現在でも、アフリカ、アジアの各地でこの放牧がおこなわれており、地理学、人類学では「刈り跡放牧」と呼ばれ、事例報告がある<sup>9)</sup>。もし、遊牧民が刈り跡放牧を予定している農地で表土を翻耕する秋耕が行われると、落ち穂は地中に鋤き込まれてしまい、家畜に栄養価の高い餌を与えて太らせることができなくなってしまう。従って、秋耕は牧畜の妨げになるのであり、農耕と牧畜を両立させるために、農地の半分を秋耕するという方法が取られたのであろう。これが、現在アフリカとアジアで行われている刈り跡放牧から推測される元朝時代の華北における秋耕と牧畜の関係である。

### 4. 蝗害の発生地域

「蝗」はイナゴと訳されることがあるが、現在の昆虫学ではバッタに分類される昆虫が、「蝗」に当たるであろう。蝗害は「飛蝗」とも呼ばれるように、群れをなして長距離を移動し、農作物に被害を与える。サバクトビバッタの研究者である前野氏によると、昆虫学では相変異を起こして群れをなし長距離を移動するものをバッタと呼び、相変異を起こさないものをイナゴと呼ぶそうである<sup>10)</sup>。サバクトビバッタやトノサマバッタなどのバッタ類は、相変異を起こさなければ、害を与えない昆虫であるが、異常に混み合った状態が生じたときに、相変異が起きて大型化し、群れをなして移動して農作物に大規模な被害を与えることが明らかにされている。

カイシャンが自然災害への対策として勸農政策に力を入れ、蝗害対策の聖旨が発令された

9) 例えば、チベットの事例として平田 2011、ナミビアの事例として藤岡 2007がある。

10) 前野 2012, pp. 5-22.

至大3（1310）の前年の1309年は、華北の広域で蝗害が繰り返し発生し、それに苦しんだ年であった。それを示す史料として、『元史』巻23、至大2年4月の条に、

（史料9）益都，東平，東（滄）〔昌〕，濟寧，河間，順德，廣平，大名，汴梁，衛輝，泰安，高唐，曹，濮，德，揚，滌，高郵等處蝗。

とあり、『元史』巻23、至大2年6月の条に、

（史料10）霸州，檀州，涿州，良郷，舒城，歷陽，合肥，六安，江寧，句容，溧水，上元等處蝗。

とあり、『元史』巻23、至大2年7月の条に、

（史料11）是月，濟南，濟寧，般陽，曹，濮，德，高唐，河中，解，絳，耀，同，華等州蝗。

とあり、『元史』巻23、至大2年8月の条に、

（史料12）眞定，保定，河間，順德，廣平，彰德，大名，衛輝，懷孟，汴梁等處蝗。

とある。下線を引いた地名が中書省の直轄地である腹裏に含まれる場所であり、1309年はこの地域で繰り返し蝗害が発生したことが分かる。だからこそ、大都路を含む五路では農地の半分という限定付きであっても、華北の地で蝗害対策の秋耕を推進する必要があったのである。

1309年ほど激しくはないが、同様に華北で広域の蝗害が発生したのが至元26（1289）年であり、『元史』巻15、至元26年7月の条に、

（史料13）東平，濟寧，東昌，益都，眞定，廣平，歸德，汴梁，懷孟蝗。

とある。下線の地名が腹裏に含まれる場所であり、華北で広域の蝗害が発生したことが分かる。この蝗の被害が、1291年に秋耕の禁を弛めることにつながったのかもしれない。1291年前後は、災害が頻繁に発生し、飢饉が多くなっていた時期であり、その原因の一つである蝗害に元朝が対応せざるを得なかったのだと思われる<sup>11)</sup>。

## 5. おわりに

地球温暖化に関する研究が進む中で、過去2000年の地球規模の気候変動の研究が進み、14世紀前半が寒冷化の時代であったことが明らかになり、ヨーロッパにおけるペストの流行と人口減については、この寒冷化と関連付けて議論されている。14世紀前半の寒冷化が、地球規模であったのか、地球上で地域により差があったのかについては、まだ気候学などの研究が十分でないため、地域ごとの気候変動の違いや気候の年単位の変化について、もう少し精

11) 松田 2010によれば、1286～1292年は災害頻度の高かった時期であり、それに対応して北中国での飢饉の件数も多い。

度が上がるのを期待したい。寒冷化の原因については、太陽活動の変動に原因があるとする説があり、これについても研究が進むことが期待される。

今後の気候学の研究成果が待たれるとしても、すでに指摘されているように、異常気象が影響して13世紀後半から14世紀前半の北中国に多くの災害や飢饉が発生していたことは間違いないであろう。そのような前提のもとに、前章まで述べてきたことをまとめておきたい。

元朝治下の中国では、元朝の宮廷や軍隊をはじめ多くの遊牧民がモンゴル高原と華北平原の季節移動・上下移動を繰り返しており、冬季に華北平原を冬营地として利用していた。そのため、華北平原は、農耕と牧畜の利害が対立する場所となった。異常気象の影響により、バッタ類の大発生による蝗害が広範囲に起きていた華北平原では、農耕にとっては、蝗害対策として秋耕が有効であった。しかし、牧畜にとっては、秋の収穫後の刈り跡放牧は栄養価の高い落ち穂を家畜に与えることができるため、刈り跡放牧のメリットをなくしてしまう秋耕は牧畜の妨げであった。そのため、クビライの時代には、牧畜を優先する中書省と農耕を優先する大司農司の対立があった。14世紀の初めに華北で大規模な蝗害が発生し、カイシャンとそれに続くアユルバルワダの時代には、クビライ時代にすでに行われた方針を踏襲して、大都路を含む五路では、農地の半分で秋耕を許すが、五路より南の華北平原では農地で全面的に秋耕を実施するという、牧畜に配慮しつつも農耕優先の政策が取られた。これは、モンゴル族が支配者である元朝といえども、異常気象により災害や飢饉が発生していた時代には、農耕優先の政策を取らざるを得なかったことを示していると考えられる。

最後に、歴史と気候変動の関係について、私見を述べておきたい。14世紀前半に地球上で同じように寒冷化が起こっていたとしても、それに対する人間社会の対応は様々であったはずであり、気候変動に対応できずに社会が大きく衰退した社会もあれば、最小限の被害で食いとめた社会もあったはずである。気候学の研究者が気候変動を最大限強調して歴史を説明するのはやや安易すぎると思われる<sup>12)</sup>、一方、過去2000年間に人間社会に影響を与える規模の気候変動があったことは事実であり、気候変動を考慮せずに歴史を説明するのも難しくなりつつある。元朝治下の中国において、ヨーロッパと同規模の異常気象が発生していた可能性が高いと思われるが、その時期がまったく同時期であるか、あるいは前後にずれるのか、それへの対応に元朝はどの程度成功したかについては、十分に解明されておらず、今後、さらなる学際的な研究の発展が期待される。

---

12) 例えば、田家 2010は興味深い<sup>12)</sup>が、気候変動のみから説明しすぎていると思われる。

参考文献

石見清裕

- 1999 「ラティモアの辺境論と漢～唐間の中国北辺」『東アジア史における国家と地域』（唐代史研究会報告8）刀水書房, pp. 278-299.

岡本敬二編

- 1975 『通制条格の研究訳註』第二冊, 国書刊行会。  
1976 『通制条格の研究訳註』第三冊, 国書刊行会。

小林高四郎・岡本敬二編

- 1964 『通制条格の研究訳註』第一冊, 中国刑法志研究会。

杉山正明

- 1984 「クビライと大都」梅原郁編『中国近世の都市と文化』京都大学人文科学研究所, pp. 485-518. 再録: 杉山 2004, pp. 128-167.  
1992 『大モンゴルの世界』（角川選書227）, 角川書店。  
1993 「八不沙大王の令旨碑より」『東洋史研究』52-3, 再録: 杉山 2004, pp. 187-240.  
1999 「大都と上都の間——居庸南北口をめぐる小事件より」礪波護『中国歴代王朝の都市管理に関する総合的研究』科学研究費補助金研究成果報告書, 再録: 杉山 2004, pp. 168-186.  
2000 『世界史を変貌させたモンゴル』（角川叢書13）, 角川書店。  
2004 『モンゴル帝国と大元ウルス』（東洋史研究叢刊之六十五）, 京都大学出版会。

妹尾達彦

- 2006 「都市と環境の歴史学」『都市の環境の歴史学 第1集』中央大学文学部東洋史研究室, pp. 7-375.  
2009 「都市と環境の歴史学—本シンポジウムでの議論を踏まえて」『都市と環境の歴史学 第4集』中央大学文学部東洋史研究室, pp. 523-557.

田家 康

- 2010 『気候文明史』日本経済新聞社。

平田昌弘

- 2011 「チベット・ラダークの移牧の特質—農耕・牧畜・交易複合システム」『ヒマラヤ学誌』12, pp. 40-59.

藤岡悠一郎

- 2007 「ナミビア北部における食肉産業の展開とオヴァンボ農牧民の牧畜活動の変容」『アジア・アフリカ地域研究』6-2, pp. 332-351.

前野ウルド浩太郎

- 2012 『孤独なバッタが群れるとき—サバクトビバッタの相変異と大発生』東海大学出版会。

松田孝一

- 2010 「モンゴル帝国の興亡と環境」白石典之編『チンギス・カン戒め——モンゴル草原の地球環境問題』同成社, pp. 84-100.

宮 紀子

- 2006 「『農桑輯要』からみた大元ウルスの勸農政策（上）」『人文学報』93, pp. 57-84.  
2007 「『農桑輯要』からみた大元ウルスの勸農政策（中）」『人文学報』95, pp. 41-75.  
2008 「『農桑輯要』からみた大元ウルスの勸農政策（下）」『人文学報』96, pp. 101-125.

森安孝夫

- 2007 『シルクロードと唐帝国』（興亡の世界史05）, 講談社。